

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和7年2月4日（火曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後11時30分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 勝田 鮮二 副委員長 加嶋 辰史 委員 岡田 実 西尾 彰仁 岩永 安子 魚崎 勇 平野真理子 岡田 信俊		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局長補佐 毛利 元	議事係主事	福田 佳菜
出席説明員	【福祉部】 福祉部長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課参事 大島ゆかり 地域福祉課課長補佐 清水 圭二 長寿社会課長 松本 縁 長寿社会課鳥取中央包括支援センター所長 藤木 尚子 障がい福祉課長 枅谷 承文 生活福祉課長 西垣 隆司 次長兼保険年金課長 池上 朱美 【健康子ども部】 健康子ども部長 竹内 一敏 子ども家庭局長兼子ども未来課長 小野澤裕子 子ども未来課課長補佐 入江 竜生 幼児保育課長 濱田 寿之 子ども家庭センター所長 森田 誠一 子ども発達支援センター所長 平戸 由美		
傍聴者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前9時58分 開会

【福祉部】

◆勝田鮮二委員長 それでは少し早い時間ではありますが、皆さんおそろいですので始めたいと思います。ただいまから福祉保健委員会を開催いたします。本日の日程はお手元に配布のとおり、福祉部より1件、健康子ども部より1件報告を受けますのでよろしくお願ひします。初めに、藏増福祉部長から挨拶いただきたいと思います。はい、よろしくお願ひします。

○藏増祐子福祉部長 おはようございます。福祉部長の藏増でございます。本日の福祉保健委員

会は福祉部では地域共生社会の推進についてということで報告をさせていただきます。

地域共生社会は厚生労働省が掲げるビジョンでございまして、平成28年6月に閣議決定された日本一億総活躍プランの内容に盛り込まれたものでございまして、その後、社会福祉法も改正されております。女性も男性も、お年寄りも若者も、障害や難病のある方も家庭で地域であらゆる場で誰もが支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指すとしたものでございます。鳥取市の総合計画でもまちづくりの目標に掲げるとともに、現在、改訂中の地域福祉推進計画にも位置づけをし、事業の推進を図っているところでございます。

本日は、地域共生社会の法律の位置づけなどを資料に沿って、地域福祉課長から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ◆**勝田鮮二委員長** ありがとうございます。報告事項の説明に入ります前に、この場の皆様一言申し上げます。まず、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いします。

報告

地域共生社会の推進について

- ◆**勝田鮮二委員長** それでは報告事項を説明ください。山内次長。
- 山内 健次長兼地域福祉課長** 地域福祉課山内でございます。そういたしますと、地域共生社会の推進についてということで、資料に沿って説明のほうさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。まず、この地域共生社会の実現、推進ということなんですけども、深澤市長のこの3期目の政策公約のトップに掲げられております地域共生社会実現の取組を強気に展開しますということでございます。したがって、本市の重要施策であり、課題にもなっているというふうに認識しておりますのでこのテーマを報告させていただいております。よろしくお願いいたします。

では、ページをはぐっていただきまして2ページの図をちょっと御覧いただきたいと思っております。地域共生社会とはということ、この法令上どのような立てつけになっているのかということ、これを少し簡単に御説明をさせていただきたいというふうに思っております。まず、社会福祉法におきまして、地域福祉の推進について、第4条に掲げられておまして、その第1項に理念が記載されております。下の3ページ目を御覧ください。第1項として、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならないというふうに掲げられております。そして第2項には、地域住民等はあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならないとされております。そして、第3項には、地域住民等はあらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での地域生活課題、これを把握し、支援関係機関との連携等により、その解決を図るよう、特に留意するものとするということで、ここまでは、いわゆる地域住民等が主語になっておまして、そういった、いわゆる努力留意規定というものがここに掲載をされておま

す。

続きまして4ページ目になります。次は包括的な支援体制の整備ということで、こちらは社会福祉法第106条の3に掲げられております。ここでは包括的な支援体制の整備といたしまして、市町村の努力義務ということで掲載をされております。少し抜粋して読み上げます。市町村は、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備されるよう努めるものとしてされております。

そして、その第1項の第1号に地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策、これを行う。第2号といたしまして、地域生活課題に関する相談に応じ、情報の提供及び助言を行い、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策、これの措置を講じるようにと、そして第3号といたしまして、解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策、これを講じるようにということで、市町村の努力義務がこちらに掲載がされております。

5ページ目の下の段になります。社会福祉法第106条の4でございます。こちらには重層的支援体制整備事業の内容が掲載されております。ここでは、市町村は、包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができるとされておまして、ページをはぐっていただきまして6ページ目ですね、その重層的支援体制整備事業の内容が、これちょっとこちらのほうは、表のほうで掲載をさせていただいております。こういった事業を行うことができるというふうになっております。この表のほうで、左側の相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、こういった3つの層が重なり合っながら展開されるということで、重層的支援体制整備事業と言われているともいうふうにもお聞きしております。

そうしますと7ページ目になります。今までのこういった社会福祉法上の立てつけ、こういったものから地域共生社会等ということで少し簡単にまとめております。地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてまるごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともにつくっていく社会であるというふうになっております。絵のほうになりますと、その支え・支えられる関係の循環、そして全ての人の生活の基盤としての地域、全ての社会・経済活動の基盤としての地域、こういった地域の捉え方をしながら、上に書いてありますように、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会ということを目指していくということになってございます。

じゃあ、資料のほうおはぐりください。8ページ目からになります。では、こういった地域共生社会を進めていくために、今まで鳥取市どういう取組をしてきたのかということを少し御紹介をさせていただきたいというふうに思います。まず、冒頭ちょっと部長の挨拶もございましたけども、この地域共生社会と本市の各計画とのちょっと関連性を見たいと思います。まず、現在、第11次総合計画でございますけども、こちらのまちづくりの目標といたしまして、誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまちというふうに掲げられております。

そして、第2期創生総合戦略におきましても、総合戦略の柱といたしまして、賑わいにあふ

れ、安心して暮らせるまちづくり、共に支え合う地域共生社会の実現とございます。そして現在、次期計画の策定作業中ではございますが、地域福祉推進計画、これにつきましても基本原則を地域共生社会の実現というふうに掲げております。さらには協働のまちづくり基本方針、これは協働のまちづくりガイドラインでございますけれども、令和4年度以降の指針につきましても、取組の柱といたしまして持続可能な地域共生社会の実現に向けた取組を支援するというふうでございます。

また、令和6年度の改訂になります第3次人権施策基本方針、これにも新たな基本方針として地域共生社会に向けた取組ということが加わってきたというようなことで、この地域共生社会の実現というのは、あらゆる施策に共通するテーマと、共通というよりも基盤になっているというように捉えているところでございます。

9ページに入ります。地域共生社会推進会議というものを設置しましたということで御説明をさせていただきます。まず、経過といたしましては、もともと鳥取市の地域包括ケアシステム推進連絡会というものを平成27年当時から立ち上げていろいろ検討もしておったんですが、この一番下の3つ目のポツなんですけれども、地域共生社会推進会議（地域まると会議）として再スタートとしております。令和4年度から重層的支援体制整備事業を開始したというようなのもございますし、先ほどまで御説明した全世代、全分野対象の会議体としたいということで再編をいたしまして、まず、新としております地域共生社会推進会議（地域まると会議）、これは関係機関・団体の代表者の方や庁内の部局長で構成する会議を設置いたしました。

そして2つ目として、同じく、新しく地域共生社会推進庁内会議ということで、市役所関係課長の会というものを立ち上げました。その下には、地域共生社会推進連絡会議ということで、これは先ほどお話ししましたこのケアシステム推進連絡会、こういったメンバーを必要において増やしなが、これは担当者レベルということで、毎月定例会化して開催をしているというふうはこの推進会議の再スタートを切ったところでございます。

改めましてページをはぐっていただきまして、この地域共生社会推進会議（地域まると会議）について少し説明をさせていただきます。まず、1つ目といたしまして、この地域包括ケアシステムの全市的な推進を図る。2つ目といたしまして、あらゆる関係機関による分野を超えた密接な連携を図る。この2つを目的として設置をしております。先ほども少し構成については触れさせていただきましたが、組織といたしましては、副市長を委員長として、関係する3つの部の部長を副委員長、そして委員につきましては、庁外の関係機関といたしまして、医師会であったり、自治連合会、民生児童委員協議会、こういった外部の団体の代表の方も、あと、警察とか消防の方も加わっていただいています。あとは、庁内に関しては部局長ということで構成をしております。

では、こういった設置をしましたまると会議で令和6年度、どういう取組をしたかということを少し御紹介をさせていただきたいというふうに思います。この地域共生社会推進連絡会議、担当者会で地域防災をテーマに地域共生社会を考えるとしたらどうだということでスタートしております。少し説明をさせていただきます。近年、各地で自然災害が多発しており、市民の防災に関する意識が高まっているんじゃないかというふうに考えております。また、令和

5年台風第7号、鳥取市内でも大きな被害が出ました。その際に、こちらのほうで避難行動要支援者の支援制度の、いわゆる個別避難計画を作成していらっしゃる方、こういった方をちょっと対象にどういった行動をとられたのか、どういった意識だったのかといった調査を実は行いました。その際に、支援者の方に熱心に避難の声かけや移動の支援をしてもらってありがたかったとか、町内会の方や防災会の方が訪問してくださり、安心できた。また、今後についても、隣近所で協力して避難したいと思う。近隣住民と仲良く声掛け合ってやっていこうと思う。常日頃から町内会の人たちと仲良く過ごすことが大切。こういった意見もいただきました。

こういったことから、地域の防災力向上の取組は、地域共生社会の推進に通じるというか、イコールではないかというふうに考えたところでございます。そうしたところで、令和6年3月19日にその担当者会の連絡会議において、地域の防災力をテーマにロジックモデルという手法を用いて検討を進めることといたしました。現在取り組まれている防災に関する施策や事業、そこにある課題、こういったものを洗い出し、目指す姿（ありたい姿）をいのちを守る行動ができることといたしまして、取りあえずは発災までの平時の取組について対象者を一般・要配慮者の方と要支援者、いわゆるリスクの高い方ということに分けて、それぞれグループワークで検討を進めてまいったところでございます。

資料はぐっていただきまして12ページになります。少し話し合ってきた内容を取りまとめた表1枚ちょっとつけさせていただいております。分野とか、取組ということで自主防災会が行っている事業であったり、コミュニティ支援ということで行っている事業、また、避難行動要支援者の制度であったり、支え愛マップ、こういったものが関連する庁内で行っている事業というふうに整理をいたしました。そこに見えてきた課題といたしまして、やはり地域コミュニティの希薄化、自治会加入率の低下、役員の高齢化による担い手不足、そういったことによる地域活動の存続が危ぶまれている。防災リーダーさんも高齢化している。また、その地域によっていろいろ取組の温度差もある。あと、個人情報保護により、要支援の方の把握ができない、それと個別避難計画がなかなか進まない、支え愛マップが進んで行かない、この個別避難計画に位置づけていただく支援者の方のなり手がなかなかないといったような課題が見つかっております。

まずは、いのちを守る行動ができる、こうなるためには、今度は右の端のほうから説明をさせていただきますが、このいのちを守る行動ができるというのはどういった地域や社会になっているということを想像できるかということで、日頃から顔の見える関係や声を掛け合う地域づくりができている、支援者ができる、支援者になれる、そういった関係ができている。助け合って避難することができる。防災リーダーが増えて、地域の防災力が高まる、こういった地域になっていけばいのちを守る行動ができるにつながっていくんじゃないかというふうに考えました。そして、じゃあ、そういった何が変わる、アウトカムに向かってどういうふうになっていっていいのかという1つ前の段階です。自治会加入率が上昇し、地域活動が活性化する、おせっかいが増える、防災リーダーも充実する、個別避難計画が作成、支え愛マップの作成、こういったものが進むというような状態になればアウトカムの状態になって、ありたい姿につながっていくというふうに考えました。

ここで、じゃあどう働きかけていくのかというアクティビティのところですけども、今までは、いわゆるコミュニティーであれば、役所でいけば市民生活部であったり、防災の関係であれば危機管理課であったり、福祉であれば地域福祉課を中心にした福祉部がというようなことで、それぞれ課題抱えながら、でも、何となくどう解決していいか、どうしていいか、なかなか難しいというような思いの中でしてきたと思うんですけども、そういった担当課だけでは解決困難な課題は、先ほど言いましたこのまると会議の中で連携してやっ払いこう、あと、行政と地域、民間が協働して実施していかうというようにすることで、このアクティビティの部分を考えていくことといたしました。

そして13ページの説明になりますが、これは実際に地域共生社会推進会議（地域まると会議）に提出した資料になります。まず、目指す姿を1つ、地域力の向上、声を掛け合い、助け合える地域づくり、これを目指す姿といたしまして、アウトカム、アウトプットなどを考えておりました。目指す姿といたしましては、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる社会を目指します。何らかの支援を必要とする住民がいれば我が事として考え、お互いに助け合える地域を目指しますという、こういった姿を目指して何が変わっていけばいいか、町内会班単位との親睦を深める活動を通して、日頃から顔の見える関係が築かれていく、支え愛マップづくりを通して地域防災の意識が高まる、支援を必要とする人をほっておけないおせっかい、こういった方が増えていって、地域活動やつながりサポーターをはじめとした社会的孤立防止の取組を通じて誰ひとり取り残さない地域社会が構築されている、こういったふうなものをアウトカムとして設定をいたしました。

アウトプットといたしましては、地域の町内会や班単位で地域づくりにつながる活動が活発に行われている2番目の防災学習や支え愛マップづくり、避難行動要支援者支援制度、避難訓練とが連動した地域防災プログラムが構築され、そのための啓発用の教材なんかもつくられていくといったようなもろもろのことを考えております。

ここのアクティビティ（働きかけ）のとなんですが、実際にこの会議の場では、ここを示さずにそれぞれ関係団体の方々、自分たちの団体だったらどんなことができそうとか、どんなことがやりたいかというような意見をお聞きしようと思って、ここをあえて書かずに提出をいたしました。

次のまた説明としては目指す姿の2番とか、目指す姿3番、それで2番のところは、これ行政だけで、今も実際に予定されている事柄があったので書いたんですけども、例えば15ページ目のアクティビティのところも、教育委員会だったり、学校の関係も絡んできます。そういったところで、こういったところがやりたいこととか、逆にこんなことをしてもらったらとかいうようなことの御意見を伺いたいと思ってここを空けて出したんですけども、まず、1番にやっぱり何かしたいかが分からんと言われてまして、いや、そういう意図ではなかったんですけど言いながら、やはり行政が主催した会議でございましたので、そういった何がしてほしいのかが逆に分からんとか、市が何をしたいかが分からないといったようなちょっと御意見があったということで、なかなかやはり難しいなというのを非常に実感しております。あと、このまると会議については、まだこれから、まだ始まったばかりということでこれからも続けてい

きたいというふうに考えております。

そうしますと、資料はぐっていただきまして16ページからになります。先ほども少し触れました。今現在、策定中の地域福祉推進計画でございます。こちらのほうは、社会福祉法第107条に市町村はこういった計画を作成するよう努めるものとする。まだ努力義務ではあるんですけども、こういった策定の規定がございます。簡単に次期計画の特色ということで御説明をさせていただきます。

まず、1つ目といたしまして、地域における福祉活動の推進・支援、これを重点取組、我々は一丁目一番地と呼んでおります。地域のコミュニティ意識の希薄化、高齢化等による担い手不足が進行している中、地域共生社会の実現に向けて地域における福祉活動の推進支援を重点取組と位置づけております。

2つ目といたしまして、福祉学習の推進と福祉の担い手づくりを基本目標に、これは現計画のときには基本計画だったんですけども、目標にこのたび格上げをする予定でしております。やはりそういった担い手の高齢化ということで、地域活動の継続が危惧されているといったことから、やはり次世代を担うということで、福祉の担い手づくりということが大事だということで、基本目標に格上げをして重点取組といたしました。

3つ目です。先ほど来、ちょっと地域の防災力ということも意識をしております、地域で支え合う防災体制の構築、これを現計画の基本計画から重点取組に位置づけております。中身については、先ほどから話させていただいております。あと、もう1点の本市の計画の特色といたしまして、4番目、地域食堂を拠点とした地域づくり、これを基本計画に位置づけております。本市いろんな地域でこの地域食堂というものがだんだん増えておりまして、そこにあるこういったネットワーク、地域食堂ネットワークといったものが形成されつつあります。そういったところと連携して、地域食堂を拠点とした多様な居場所づくり、こういったことに取り組もうということで、地域食堂を拠点とした地域づくりというものを基本、これは計画なんですけども、鳥取市の計画の特色として地域食堂を1つ確認できるんじゃないかと考えております。

17ページの資料になるんですけども、これは先ほどお話ししました重点取組一丁目一番地のこの住民参加と地域福祉活動の促進、地域における福祉活動の推進支援といったところの部分を抜き出しております。ここでは、この絵の中にあります地区を単位とする福祉ネットワーク、こういったものを構築していこうということで掲げております。今現在いろんな地区でそれぞれの団体さんがあって、例えばまちづくり協議会であったりとか、いろんなそういう団体さんが集まって話し合われている会というのは今もあると思うんですけども、これもひとつ、例えば、会に集まってそれぞれの団体さんがやっていることを聞いたりとかあるんですけども、なかなかやっぱり他人の土俵分らないというか、案外知られてないこともあるなというのはちょっと感じました。そういった中で、やはりこの地区を単位とする福祉ネットワークというものの構築は大事だろうということで、今現在、計画のほうでは、こういったネットワークを形成するためのまずはパッケージを示して、各地区での取組というのを伸ばしていきたいなというふうに考えております。

この福祉ネットワークを構築するためにはやはり活動の拠点という、場所としての拠点というのが必要であろうと思っております。今この絵の中では公民館等としております。各地区で既存のそういった施設を見渡すと、やはり公民館しかないかなというのがあるんですけども、そういった公民館が拠点としての役割を果たせれないかというふうに考えております。まだ、次年度からの計画ですので、それをどう進めていくとかいうこともあります。また、ここに、この絵の中に地区コーディネーター、連携・調整役と書いております。今現在福祉の分野でいきますと、社会福祉協議会に配置しております生活支援のコーディネーターとか、地域支え合い支援員、そういった方々が地域に出向いてその地域の中でのいろんな課題解決に向けた話し合いというのに進んでもおりますけども、やはりなかなか社協に身を置きながら、言ってみれば用事があるときだけ地区に出向いて話を聞くといったようなことですね、なかなか深まりであるとかいうのが難しいというような実感もしております。

そうなりますと、今これだけのネットワークを組んで常日頃から連絡調整し、さらに、実はこの公民館、地区を単位としてということで、地区単位でやっぱり常設型の相談の場であったりとか、サロンの活動の拠点もいるだろうというふうに考えておまして、そういったことを、誰がリーダーになって調整役になってやるのかというのが、やはり非常に大きな問題にもなってきます。そういったことを今の公民館の職員さんにやらせるのかどうか、いろんなことを考えたときに、やはりこういったコーディネーターをきちんと配置をしたほうがいいんじゃないかというふうには考えております。

ただ、先ほど来ちょっと申しておりますように、そういったものを今後進めていく上でのまずはそういったパッケージを7年度、なるだけ早い時期につくって、それを各地区に説明していく、そしてやってやろうという地区の手挙げを待つであるとか、そういった形で、多分一度には全部できないと思いますので、徐々にということで、取組の状況もまた評価しながら進めていきたいなというふうに思っております。

一応この資料の説明としては終わりなんですけど、このたび、このテーマを上げたというのは重要な施策であるということもそうなんですけども、なかなか難しい、困難さというものを実感しておまして、先ほど少しお話ししました、やっぱり各種団体の方というのは、それぞれ自分の持ち分があって一生懸命頑張っていらっしゃるので、それを否定するではなく、一緒にやりましょうということはどうつなげていくのかということが非常に難しいことだなと感じました。これはお恥ずかしい話ですけども、地区だけでなく役所の中も同じです。そのためこのまるごと会議を立ち上げたという意味もありまして、そういうところをやっていくというのは、案外難しいんだなというのを、本当に実感しました。また、先ほどのこの計画を進めていくに当たっての活動の拠点をどうしていくのか、コーディネーターがやっぱりいるな、それは分かるんだけど、じゃあ、それってどうやって配置していくのっていうところ、こういったことをやっぱりきちんと詰めて進めていけないといけないなということで、非常に大きな課題だろうというふうに考えておまして、このたびのテーマとさせていただきました。すみません。説明は以上でございます。ありがとうございました。

◆勝田鮮二委員長 報告、説明いただきました。委員の皆様から質問等ございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 丁寧な御説明ありがとうございました。非常に大きなテーマで一丁目一番地と言われるように、本当に大切なことだと思いますけど、本当に広くて一言では言い切れないような内容じゃないかなというふうに思います。それを、この法律を通して、また、いろんな市の計画を通して整理して説明いただきまして感謝申し上げます。それで、細かいことはいろいろあると思うんですけど、説明を受けながら、ちょっと私が、これはどういうふうと考えられるかなと思ったのを、すごく細かいことで申し訳ないんですけども、例えば12ページの地域共生社会推進会議であって、地域まるごと会議の設置があって、それで令和6年度の取組がこんなで目指す姿でこういうふうにあったというのがよく分かりました。

例えば、この中で、私もすごく感じるのが、皆さんの意見を聞かないといけない部分とか、それぞれの分野の方があるとかってあるんですけど、現場っていいですか、町内会とか、町内会の会長さんが、例えばこの防災がテーマになっていますので、防災のところでいくと、この個人情報保護により把握ができないっていうことが、このいろんな計画、計画っていうほど大きなことじゃないにしても、誰がどうしてこうしてというのをつくろうと思っても、これがすごくいけんだわで、ここで首がちよんと折れてしまうというか、それで仕方ないから自分で会長さんが町内会にメモを配って、住所となんとらんたら教えてくださって、これは会長が自分で取りに来ますので、誰にも言いませんから、ただ、これから計画を立てていくときに、どうしても必要でしていかないといけないことなのでという形で、非常に努力されているんですけど、例えば、これってというのは、そこまで現場の人が努力しないとできないことなのか、どんなふうな感じなんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 ありがとうございます。まず、この名簿の提供といいますか、情報の提供に関して少し説明をさせていただきたいと思います。まず、名簿の、いわゆる個人情報の提供というのが、我々は災害対策基本法に基づいた取扱いということで、以前、個人情報保護法なり災害対策基本法が、令和、ちょっとごめんなさい。ちょっと2年か3年だったか、たしか3年だと思うんですけども、改定される前は、いわゆる要配慮者・要支援者と言われる方々、つまり65歳以上の一人暮らし高齢者の方とか、高齢者のみの世帯の方、こういった方々は、鳥取市の個人情報保護審査会を経て、本人の同意なしに提供できるということでさせていただいておりました。それで、それ以外には、いわゆる要介護認定受けていらっしゃる方とか、障がいの手帳をお持ちの方、こういった方は名簿を出していいよという同意を得られた方、そういうことで名簿の提供をしておりました。ですので、今、一人暮らし高齢者どんどん増えているということで、その当時でも名簿の数としては3万人以上の名簿を各地区に、町内会に提出していたということでございます。

それで、先ほど申しましたそういった個人情報保護法、あるいはそういった災害対策基本法、こういった改定がありまして、いわゆる平時のときには、そういった要配慮者・要支援者の名簿は同意がなくては出せないというふうになりまして、数が3万幾らから一気に5,000くらいの人数に減りました。ですので、これまで各町内会に何ページかあった名簿が、あれ、1枚もないとか、1人とか2人しか載ってないみたいな、そういった町内会がたくさんありまし

た。そういったことで、個人情報保護ということとの絡みはその当時から多分出たんだろうというふうには思います。ですので、いわゆる個人を特定できるものに関しては勝手に本人同意なしには出せないというのが大原則でございますので、じゃあ、全市民のこういった個人情報、住所、氏名、生年月日、そういったあらゆるものを地域の活動に使いたいからというふうなことでは出せないというのが原則です。

災害時、災害の場合であっても、平時からは出してはだめということです。それ、要支援者であっても、はい。いうことですので、なかなかそれ難しいだろうなというふうに思っております。ただ、いわゆる民生委員さん、これ民生委員法という法律に基づいて活動していただいております。それでそういった民生委員の方々に対しては、そういった平時の見守りであったりとか、そういった活動に必要な情報は提供してもいいというのが民生委員さんでございますので、一人暮らし、先ほど言いました、以前お出ししていた一人暮らしの方とか、高齢者のみの世帯、そういった情報については、今は民生委員さんのほうにお出しするようにしております。

ですので、いわゆる町内会とかに出すのではなくて、民生委員さんのほうにお出ししているということでございます。ただ、この個人情報も、このすごく自分で歩いてお願いして、情報をもって、厳密に管理されているといった町内会長さんであったりとかいらっしゃるんでしょうけども、今、町内会長さんも1年交代で代わられるところもたくさんございます。こう名簿を持つことさえ負担になっているというような声も、この避難行動の同意を得られ方の名簿ですとやっぱり言ってもやっぱり持つのが負担だっというふうなことをおっしゃる方もいらっしゃったりしますので、その辺を市としてどう考えていくのかということ、これから確かに検討しなきゃいけない。避難行動要支援者の支援者名簿に関しては、災害が起これば、これはもう隠さずに提供して、例えば安否確認に使っていただいたりとか、そういった見守り、今後の生活支援に使っていただくということで出せるんですけども、平時は同意者のみというあれがあるものですから、今も出してないという状況でございます。すみません。ちょっと長くなりました。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 ありがとうございます。詳しく丁寧に教えていただきまして、よく分かりました。けど、ここで、課題でこの把握ができない、それで、アウトプットでおせっかひが増えて、こうなったらいいなという、理想と現実のことが、でも、これは1つの例で、ほかにもいっぱい、多分あるんだろうなというふうには感じました。ありがとうございました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。はい、岡田委員。

◆岡田信俊委員 まず、1つ。すみません。12ページ、13ページに書いてあります、おせっかひという言葉が書いてあるんですけど、これ悪い表現にも使うときがあるんですけども、そうじゃなくて、これはよい意味で解釈してさせてもらったらいいですね。分かりました。

○山内 健次長兼地域福祉課長 よい意味の。

◆岡田信俊委員 続けていいでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 どうぞ。

◆岡田信俊委員 丁寧な説明していただきましてありがとうございます。全て本当によく納得できることでありまして、現在11次総に沿っていろいろ取り組んでいただいとって、さらにこういう地域共生社会の推進ということ、こういうことを打ち出されるというのが、要は11次総に沿って取り組んだ、それでよしではなくて、どんどんその町内会なんか加入率が低くなったり、さっきおっしゃった名簿もいろいろ作るのが大変だとか、町内会長もすぐ替わるというようなことがあり、どんどんどんどん希薄化という言い方がいいのが分からんですけども、それをさらに引き締めよう、構築していこうということだなというふうに、ごっつい大ざっぱなことを言いますけども、いうふうに取らせていただいたんですけども、あまりにも、言うのは簡単なんですけども、あまりにも広すぎて、何か途中おっしゃったんですけど、一般市民の方っていいでしょうか、何がしたいかよく分からんというのが、それも理解できるんです。

いや、言うのは簡単です。本当に何かもっと、最初に部長がおっしゃったように、皆が役割を持って支え合おうというのが基本なるんですけど、それだけ言っても具体的に分からんということでいろいろ説明いただいたんですけども、何かもうちょっとポイントがぷっとあったら、ごめんなさい。言うのは簡単なんですけど。本当にすみません。

◆勝田鮮二委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 すみません。我々も同じことを感じております。総論は分かったけど、じゃあ、どうするだっという、結局そこどこだろうと思います。それでそれを今、我々も簡単に答えが導き出せてなくて、それで苦労しているというところもあるんですけども、今この計画、地域福祉推進計画のほうなんですけども、先ほどちょっとお話ししました地区を単位とする福祉ネットワーク、これを各地区でつくっていただくためには、どういう仕掛けだとかいうことが必要なかという、1つお示しできるパッケージを作りたいなと思っています。

そのためには、当然もう少し細かく関わっていらっしゃる、地区で関わっている方々の声聞いたりとか、いうのを聞きながらそのパッケージを作っていくと、また、行政サイドだけで考えたことを提示しても、こんなんできんわとか、こんなん今でもやっただけどとか、いろんなことになるんだろうなと想像されますので、そこについては実際に地域で活動していらっしゃる方々の意見を聞きながらのパッケージ作りというものをしていきたいなと。これが今、計画の初年度の、7年度のなるだけ早い段階でそういったことをしていきたいというふうに思っています、やはり先ほども言いました、それぞれ民生委員さんであったり、町内会長さんであったり、いろんな方々がそれぞれの分野で頑張っている方々で、それをつなぐやっぱり役割の方ってというのが、やっぱり地区の中にコーディネーターの役割の方が必要なんだろうなというふうには強く思っています、その方々を配置する、そんなのいらんって言んさる地区もある、ひょっとしたらないかもしれませんが、しれませんが、そういったことも声を聞きながら進めていけたらなというふうに思っています。なかなか具体的に1個、1個のっていうのじゃなくて、まずはそういったコーディネーターを地区の中に配置できるような、そういった拠点ができて、ネットワークが組める、そういったパッケージを少しやっぱり考えていく必要があるというふうに思っています。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。

◆岡田信俊委員 ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 丁寧な説明ありがとうございます。私、最初計画が第11次総とか、第2期総合戦略と、ちょっと期間がずれておりますので、できれば、次のときにはこの3～7年度でまた基本計画ができてきますよね。その辺と整合性をつけていただくといいのかなというのはちょっと思いがございました。それからぼーっとしたあれになっとなんですけど、私、令和5年の台風7号、8月15日のときに用瀬町別府におったんですけど、そのときに別府の麒麟の里っていう小規模多機能型のがあって、そこの前の国道が全部崩壊したんですよ。するとそこの方が避難をせないけんというようなことがありまして、車椅子の方10人と車椅子ということで、現実的にそのとき実際に分かったことは、僕も手助けをさせていただいたんですけども、裏の5メートルぐらい上のほうに細い道を通って、その方々を持ち上げて、それで千代南中学校の体育館まで運ばないといけんということで、消防が1人、警察が1人じゃ、そりゃできませんよ。

やっぱりそのときには自治会、別府の自治会の方が10人ぐらい来られたかな、僕と合わせて、区長さん合わせて。それで、さっき地区単位ということです。これ地区単位だと鳥取市は61公民館プラス分館が1館ありますけども、それはちょっとでか過ぎて、大災害なんかのときにやはり、特に中山間地域といいますか新市域とか、中山間のところであれば自治会がしっかりこの辺を担って助け合うということが必要じゃないかなと。あのときのことを思い出して、先ほど思ったとこでございます。それと、何にもかんにもこれ一緒くたにするんじゃないくて、やっぱり市街地と中山間地域っていうか、ちょっと集落と町内会とではちょっとやり方が違うんじゃないかなというところがありますし、もう1つ、平常時の福祉だったり、そういうもののネットワークはいいんですけど、災害時っていうのはちょっと違うと思うんです。

それは、個別避難計画というのは、これは要支援者の方や障がいのある方のみならず、今は、何ですか、一般の方にもマイタイムラインの作成ということで、自分がどのように、地震のときはどのように、大雨のときはどのようにということを、今、推進されておりますので、その辺を後押しするような方向性があるのもいいと思いますし、災害というのはやっぱり実際来ないと分からないみたいにみんなが言われるので、やっぱり日頃からの訓練、それから施設の施設長さんなんかはしっかりその辺を把握できるとか。すぐに、あれ助けを呼ばれたからよかったんです、別府の区長さんに。どこに助け呼んでどう動くかということが大切なんで、その辺りのこともやっぱりしっかりしていけないと、ちょっと論点がずれて大きく包括し過ぎとるので、もう少し細かくその辺りをしていけば、福祉は特にコミュニティーがしっかりしていけば大丈夫と、私は挨拶だったり、今よく言われる、ながら見守りというのがありますよね、子どもながら見守りで、農作業しながらとか、運転しながらとか、いろいろありますけども、こういうながら見守りなんかを普及することと挨拶をすることで、しっかり地域の安全・安心な暮らしの確保や高齢者の方や子供も自分たちのとこだというようなこともできると思うので、そういうことも視点も入れながら、こういうのを進めていただけたら、全てをここの福祉部でやれるちゅうわけではないので、できるわけでもないし、福祉は福祉の観点でそういうことを考

えていただけたらという、これは意見でございます。以上です。

- ◆勝田鮮二委員長 では、意見ということで。そのほかございますか。以上で質疑を終結します。そのほか皆様から何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆勝田鮮二委員長 はい。ないということで。それではこれで福祉部を終了します。福祉部の皆様は退席ください。

【健康こども部】

- ◆勝田鮮二委員長 それでは引き続き健康こども部に入ります。初めに竹内健康こども部長から挨拶をいただきたいと思えます。竹内部長お願いします。

- 竹内一敏健康こども部長 健康こども部長竹内です。よろしくお願いします。

本日は健康こども部につきましては、レジュメに掲げさせていただいております妊娠から子育て期までの切れ目ない支援について御説明をさせていただきます。健康こども部では昨年4月、令和6年4月ですけれども、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する相談支援を行います母子保健と児童福祉の総合拠点こども家庭センターを駅南庁舎に設置いたしました。それから、市役所の本庁舎に設置をしていましたこども未来課と幼児保育課を駅南庁舎に移転させたことで、駅南庁舎を新たな子育て支援の拠点として本市の子育て支援を推進しているところでございます。詳細につきましては、こども家庭局長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

- ◆勝田鮮二委員長 ありがとうございます。それでは報告事項の説明に入る前に、この場の皆様に一言に申し上げます。まず、執行部の皆さんは発言前に必ず所属と氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑、説明及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

報告

妊娠から子育て期までの切れ目ない支援について

- ◆勝田鮮二委員長 それでは報告事項を説明ください。小野澤局長。

- 小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。そうしましたら私より本市の子育て施策について、本日、配布資料の妊娠から子育て期までの切れ目ない支援についての資料を基に説明させていただきます。まず、資料の2ページになります。まず、施策の説明の前に、資料2ページの本市の出生数の推移について御説明させていただきます。皆さん御承知のとおり、全国的に少子化、人口減少が進んでいる中、本市におきましても平成25年の出生数1,626人から令和5年1,148人と約500人の減少となっております。合計特殊出生率15歳～49歳までの女性の年齢別出生数を合計したのですが、そちらにつきましては、全国より少し高い水準で1.45人から1.66人で推移している状況でございます。そうしましたら資料の1ページのほうに戻っていただきまして、少子化の背景としまして、晩婚化や経済的不安から出会いの機会の減少、育児や子育ての不安、教育にかかる費用負担等、様々な社会的要因があ

り、結婚・妊娠・出産・子育てへの希望が阻害されているものと考えられております。

また、少子化のみだけではなく、児童虐待や不登校など、子供を取り巻く状況は深刻となっており、国におきましても子供を巡る課題に適切に対応するために、令和5年4月にこども家庭庁を創設されました。本市におきましても昨年度、健康こども部内にこども家庭局を設置し、子ども施策について連携して取組を推進しているところです。令和6年度には母子保健と児童福祉を包括的に支援する体制として、こども家庭センターを設置し、併せてこども家庭局内のこども未来課と幼児保育課を駅南庁舎に集約して新たな子育て支援の拠点として整備することで、妊娠から子育て期までに関する相談・支援をワンストップで行う体制を整えました。

資料3ページお開きください。3ページから本市の子育て施策について掲載しております。本日は主な事業もしくは変更のあったような事業について御説明させていただきます。まず、【1】の結婚から妊娠までの期間についてです。（2）不妊症治療助成・不育症治療費助成事業です。不妊治療に関する経費、費用につきまは、令和4年度より医療保険適用となりましたが、保険治療と併せて行う先進医療と保険適用外の治療や保険適用の治療回数を超過した治療のために、自己負担となった費用に対し、県・市で追加助成を行っているところです。医療適用から2年が経過し、自己負担となっている方が増加していることや、助成対象の治療を見直したことにより、助成件数は増加傾向でございます。

（3）の妊婦さん応援給付金、（4）出産・子育て応援給付金についてです。（3）につきましては、本市独自の助成となっており、母子健康手帳の交付を受けた妊婦さんに5万円を給付しております。（4）につきましては、国の事業となっており、妊娠届出時及び妊娠中の面談を行い5万円を給付、出産後の新生児訪問後に5万円を給付しております。

続きまして4ページ、（7）こそだてらすです。駅南庁舎のこども家庭センターの受付窓口として出産・育児に関する相談対応を行っております。助産師や保健師を配置し、妊娠期から子育て期までの様々な悩みへの対応や、育児に関する情報提供を行っており、育児中の子育て世帯が立ち寄りやすいように、職員によって工夫をしており、昨年度は5,000件を超える相談件数となっております。

【2】の出産です。5ページになります。（4）のブックスタート、ブックスタートセカンド事業にて絵本を配布という事業です。6か月児健診時及び1歳6か月児健診時にボランティアの方による読み聞かせを行い、絵本をお渡ししております。当初は6か月児健診時のみでしたが、令和5年度より1歳6か月児健診時にもお渡しすることにより、絵本を通じて親子の触れ合うひとときを増やすことにつながることを期待して拡充を行いました。

（6）産後ケア事業です。産後の体調不良や育児不安等がある母子を対象に、宿泊や日帰り、訪問による保健指導や育児相談、育児手技等のケアを提供しております。令和6年度から産後4か月未満の母子を対象としておりましたが、1歳までに拡充して実施しており、利用件数も増加傾向にあります。現在、市内9事業所で実施しております。

次、6ページになります。【3】子育てです。（1）小児特別医療費無償化です。今年度より18歳までの小児の通院、入院に関する医療費の無償化を行い、子育て世代の経済的負担軽減を行っております。（6）地域食堂です。地域の交流の場となっている地域食堂ですが、令和7年

1月現在で、市内42か所で実施しております。本年1月に福部町内に設置されたことにより、市内の中学校区に1つの食堂が設置されることとなりました。7ページ、(7)ヤングケアラーへの支援です。社会的課題となっているヤングケアラーへの支援に関しましては、こども家庭センターに2名のコーディネーターを配置し対応を行っております。ヤングケアラーの把握に関しましては、学校や民生児童委員をはじめ、介護や障がいのサービス事業所との連携により、把握を行って心配な御家庭の支援に努めております。

【4】生活困窮家庭です。(3)の第3の居場所事業です。養育環境が不十分であることなどにより、経済的・時間的に家族で過ごすことが困難な小学生を対象に、生活習慣や学習習慣の定着を図っております。続きまして8ページになります。【5】のひとり親家庭です。(1)ひとり親家庭学習支援事業です。この事業は、先ほどの7ページの生活困窮家庭の学習支援と合同で実施しております。市内3か所で実施しており、学力向上や進学のための生活学習支援を行っております。

続きまして9ページの保育施設の状況等について説明させていただきます。資料9ページに掲載しております現在の施設の状況です。市内67施設、定員6,297人に対し、入所児童数として5,218人、これが令和6年の4月1日現在の入所児童数となっております。はぐっていただいて10ページに、平成26年度の児童数の推移を掲載しております。少子化や育児休業により入所児童は減少傾向にあります。その下の(3)に掲載しております待機児童につきましては、10月1日の待機児童が毎年度ございましたが、今年度はゼロとなりました。来年度4月1日の待機児童につきましても、現在調整しておるところですが、ゼロの予定となっております。

続きまして、今後の新たなこども政策の推進についてということで、12ページから今後の取組について掲載しております。(1)のこども家庭センターを起点とする新たな子育て支援拠点についてです。先ほども御説明いたしました。こども家庭局全体が駅南庁舎で業務を行うことにより、家庭や学校など、生活の様々な場面で困難を抱える子育て世帯やひとり親世帯への相談支援、多様化する保護者のニーズに寄り添い、妊娠期から保育園入所等に関する相談等へのつなぎをワンストップで行っております。今後も連携を密にして新たな子育て拠点として、子育て相談と支援の強化を図っていきます。

続きまして14ページになります。【4】こども誰でも通園制度についてです。国では保護者の就労要件に問わない形で利用できるこども誰でも通園制度事業を創設され、令和8年度の実施に向けて今年度より試行的事業を実施しております。本市におきましては、今年度から公立保育園3園で実施しており、令和7年度には民間保育施設にも拡充して試行的実施を行う予定としております。(7)公立保育施設の配置についてです。15ページになります。本市におきましては、令和6年4月現在、公立保育園22園、公設民営保育園1園、公立幼稚園3園の26園を設置しております。近年の少子化を受け、市全体としてバランスのいい保育環境整備の必要があり、令和6年3月に鳥取市公立保育施設再配置計画を策定いたしました。この計画では統廃合の検討は原則、入所児童数が20人未満となった施設を中心に行うこととしておりますが、中学校区に1園は公立保育施設を設置することとしております。今後も地域における実情や保護者の声を確認しながら、乳幼児のために適切な保育環境の確保に努めてまいります。なお、

来年度、散岐保育園、さじ保育園につきましては休園としております。

（8）若草学園の改築についてです。児童発達支援センター若草学園は昭和37年に開設され、現在の園舎は昭和62年に建築、平成5年に一部増築しております。建物は全体的に老朽化が見られ、毎年修繕が必要な状況となっております。また、少子化で就学前の児童数は減少しておりますが、発達支援が必要な児童数は増加していることから、若草学園のニーズは高い状況となっております。そのために将来に向けて、より障がい児及び発達支援の必要な児童に対する療育環境の整備のために改築を進めております。改築に当たりましては、専門的知識を有する方からの御意見を伺いながら進めている状況でございます。

（9）原油価格・物価高騰対策について、近年の物価高騰等により低所得者世帯に深刻な影響を与えることが懸念されることから、光熱費支援として給付金を支給しております。また、保育園の給食食材の高騰による保護者が支払う給食費の負担の増額が懸念されることから、民間保育施設に食材費の助成を行っているところです。私からの説明以上になります。

◆**勝田鮮二委員長** 説明、報告いただきました。委員の皆様から質問等ございますか。じゃあ、平野委員。

◆**平野真理子委員** 御説明いただきありがとうございます。たくさんあるので、もう本当にかいつまんでの説明でしたので、もしかしたら、言っていることでもあるかもしれません。すみません。まず、驚きというか、状況が変わってきたなとすごく思ったのは、前はもうとにかく待機児童ということがものすごくメインで、当初はいいけども、10月になると必ずあるってことを非常に深刻に受け止めていましたし、声も聞いてましたけど、今、御説明伺うと今年度10月はゼロで来年度は当初はゼロでということで、先ほどの説明で少子化もあり。また、育児休業の推進もあるんだなっていうふうに思ったんですけど、今度は逆に、休園になる園が出てきてるっていうので、さじと散岐、さっきあったように散岐があったんですけど、ここは、でも中学校区に1つ残すって言われた分については残ってるわけですよね、この地域っていうのは。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。それぞれ中学校区には1つ、河原中学校になりますし、散岐のほうは、さじのほうは千代中学校になります。はい。用瀬中学校区。すみません、失礼しました。散岐のほうは、河原ともう1つ西郷2園残っておりますし、中学校区内に。千代の中学校区内のほうには用瀬保育園のほうが残っております。以上です。

◆**勝田鮮二委員長** 平野委員。

◆**平野真理子委員** 残っているということですよ、それ前提で休園にされてると。そうしますと、また来年度も20人以下のところはそういう可能性があるって、休園になる可能性のある保育園もありますかね。

◆**勝田鮮二委員長** 濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** 幼児保育課濱田です。計画のほうでは20人を切ったら検討に入るところですが、また、状況を見ながらということになりますので、また、来年度以降の入所児童数なんかの状況見ながら検討させていただきたいと思っております。

◆平野真理子委員 ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。西尾委員。

◆西尾彰仁委員 説明ありがとうございました。私は佐治の第一保育園の出身なんですけど、とっくになくなって、佐治の保育園も新築してね、まだ間がないわけでございますので、廃園ということにはできないでしょうから休園ということですが、私が所長しとったときにも十何人ぐらいしかいなくて、聞いたら10人以下になったというようなことで、しっかりと丁寧な説明を保護者の方にされて、用瀬の保育園と一緒に。それで、用瀬の保育園なんですけど、これ80人ぐらいおられたんです、しょっちゅうあそこ、私通るもんですから、聞くと。それでキャパシティっていうのは120人とか100人とかあって、十分なキャパはあるのか、それからあゆっこ園になると思いますが、散岐の保育園がなくなれば。それで、あゆっこ園のほうも私が副所長のとき200人ぐらいおられたんです。それで、すごいたくさんおるなという思いがあったんですけれども、ここ幼保一元化のところなんで、この辺も増えるということはないかもしれませんが、どれぐらいのキャパシティを持っていて、十分、散岐の保育園を入れられるのかということで、佐治町と用瀬町は、今、中学校は統合して千代南中学校になったので、1町として考えるということだと思いますけども、中学校単位でということ、この市街地なんかの保育園の推移なんかはどうなっているのか、その辺もお聞かせいただきたいのと、キャパシティの部分をあゆっこ園と用瀬保育園のと、ちょっと教えていただけないでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。まずは、河原保育園と用瀬保育園の定員数と今の入所児童数の状況でございますが、1月1日現在、まずは定員数ですが、河原保育園が130人、1月1日現在の入所児童数が107人、はい。これは4歳までの保育園籍の子になります。それで5歳児になりますと、幼稚園籍になりますが、そちらの定員が70人、はい。それで実際の児童数が29人になっております。用瀬保育園に関しましては、定員数が100人に対しまして1月1日現在入所児童数が87人でございます。

また、旧市内の保育園の入所の状況でございますが、こちらのほう、先ほどの2園のように20人を切るような状況の園、それに近いような状況の園というのが今現在ございません。はい。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 ありがとうございます。旧市にも東郷と、いろいろ中山間地域っていいですか、いろんなところがあるので、もしかしたらそういうところであるのかなと思ったんです。今後出てくるようだったら、情報提供いただきたいと思います。それともう1点、新聞なんかとか、うちの近所なんかでもよくあるんですけど、ちょっと変わったこと言うかもしれません。育児をおじいさんとか、おばあさんが担うようなことが結構ありまして、育じい、育ばあとか言うんですけども、私も孫がおるけ、あれなんですけど、県外でなくて市内とかで、佐治とか、用瀬とか、河原におって、そういう方を支援できるような育休とか、そういうのは、両親はできますよね、両親とか。だけど、どうしても両親ができないときに、おじいさんとかおばあさんなんかちょっとした仕事もしているけども、ちょっと休んでというような、そういうとこ

ろが強化されれば子育てももっと伸びるし、コミュニティっていうんですか、家族間のあれも増えるんじゃないかっていうので、その辺の考えはどう考えておられるのか、育じい、育ばばについてちょっとお願いできないでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 こども家庭センターの森田です。一時預かり、お子さんの一時預かりっていうことで、子育て短期支援事業っていうのを行っております。それで佐治のほうにも里親さんがいらっしゃって、それで利用していただいているっていう状況がございます。そちらの里親さんにつきましては、この事業はこども学園とか、それから鳥取こども学園と青谷こども学園の児童福祉施設と、あと、里親さんの利用いただける、この事業を行っていただける事業者さんに依頼をしております。

佐治の里親さんもいらっしゃいまして、佐治の里親さんも結構距離的には遠いんですけど、鳥取市内から行かれるので、それでお預かりするときには、そちらに保護者さんが連れていくという形を取ります。それも顔合わせを1回させていただいて、その後利用していただくというような状況があるんですけども、そういう形で、やはり1回使っていただくと、やはりすごくよかったとかいうことがありまして、また、繰り返し御利用いただけるっていう状況がございます。やはりそうやって、今現状でも里親さんの啓発っていうのを、こども学園のほうで里親さんのその事業への加入であったりとか、そういうことを募集しておりますし、それから県のほうでも対応っていうことをさせていただいておりますので、やはり地域で里親さんを増やしていくっていう作業も必要なかなっていう具合に考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 西尾委員。

◆西尾彰仁委員 里親制度よく分かりました。とてもいい事業だと思っておりました。ただ、さっき言ったように、自分の孫だとかを扱うのに、ちょっとおじいさん、おばあさんの支援があれば、今、おじいさん、おばあさんっていうのもなかなか働いておられる人が多いんです。70代とか、若い方であれば60代とおじいさん、おばあさんおられるわけで。そういうことも今後、里親制度は足りんと言えれば足りんですよ、その方に預かっていうので。そういう制度も今後検討していただきたいと、これは意見で終わりたいと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。岡田信俊委員。

◆岡田信俊委員 説明いただきました。ありがとうございます。8ページの一番上のひとり親家庭学習支援事業ということですけども、ちょっと説明いただいたんですけど、もう少し詳しく、3か所とおっしゃったのはどういう方が教えておられるとかいうようなこと、すみません。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。このひとり親学習支援事業ですけども、今、プロポーザルで入札を行いまして、家庭教師のトライさんというところに委託をして実施をしております。生活困窮の世帯と、あと、生活保護世帯と児童扶養手当受給者のひとり親家庭の世帯を対象に市内の3か所、さわやか会館と岩倉地区公民館、湖山地区公民館の3か所で実施しております。対象といたしましては、小学校の高学年から中学生を対象として行っております。現在遠くから来られる方に関しては、教室に通うためのタクシー

代の助成も行っているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岡田委員

◆岡田信俊委員 どれぐらいの児童生徒さんですか、が来とられるかということは分かりますか。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。その下に、令和5年の利用者数を書かせていただいております。生活保護世帯が14名、生活困窮世帯が11名、児童扶養手当受給世帯が85名ということで、一応定員は120名で設定して募集をさせていただいている状況です。今年度につきましても同じぐらいの人数で、110数名の生徒が通っているところです。以上です。

◆岡田信俊委員 分かりました。

◆勝田鮮二委員長 いいですか。そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 2点お願いします。1つは、妊婦さんの健診が非常に充実をしていると思うんですけど、でも、その中でちゃんと健診が受けれていない、あるいはきちんと健診を受けずに出産に至ったというような事例をつかんでおられるのかどうなのかというのは、ちょっと教えていただけますか、

◆勝田鮮二委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 こども家庭センター森田です。妊婦さんの情報につきましては、基本的には母子手帳交付時から健診状況等も踏まえながら、未受診の方とか、そういう方につきましては地区担当保健師等、保健師のほうから勧奨したりとかっていう形を取っております。

それから飛び込みの場合がございまして、そういう場合においても当然医療機関からの連絡がございまして、そういう形を取って、事後フォローという形も母子保健と児童福祉で連携しながら支援をしているという状況でございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ありがとうございます。ちょっと心配をしました。でも、フォローがちゃんとできているってことで安心をしました。それからもう1つ、こども計画がたしか1月の中旬頃にはできるのかなというようなお話が12月議会のときにあったかと思うんですが、状況をちょっと教えていただけますか。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。こども計画につきましては、各議員さんにもサイドブックスのほうに掲載させていただいて、計画のほうの御意見をお願いしたところですし、市民政策コメントといたしましては、1月末までを期限といたしまして、市民政策コメントをいただきました。あと、若者会議の皆さんであったり、貧困の関係の協議会のメンバーの方、審議会のメンバーの方からの御意見を今、集約しているところです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員

◆岩永安子委員 ありがとうございます。じゃあ、2月の議会でまた報告をよろしくお願

ます。13ページのところで、小学校とか、それから中学校、いろんな会議を開いて説明をしたり、それから市職員へ提案ということが報告になっているんですが、こういうものも具体的に施策、計画の中に反映されているというふうに考えたらいいですか。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。計画の中に、昨年、議場のほうで御意見いただいた点等につきましても、計画の中に盛り込んでいる事業もございませし、計画の中に盛り込めなかった事業もございませが、実施に向けて担当のほうと協議をしている段階です。以上になります。

◆勝田鮮二委員長 岩永委員

◆岩永安子委員 ありがとうございます。もう一度、案を見せてもらったり、検討させていただきます。ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。平野委員。

◆平野真理子委員 今の岩永委員さんの質問であったところなんですけども、この13ページは、こういったのはこうしましたよとか、こういう話がありましたよというのはホームページとかに出るんでしょうか。見とらんすみません。

◆勝田鮮二委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。議場のほうで行いましたこども会議につきましては、議事録のほう掲載させていただいております。以上になります。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 4ページのちょっと説明がなかったので聞かせてもらえたらありがたいんですが、(6)の新米パパ育児教室というのがありますけども、今、お父さんたちがすごい熱心に育児に携わっていたり、お母さんの今妊娠中に、代わって御飯を毎日自分が作るとか、ものすごく今までと違ったお父さんの育児参加ってあるのかなと感じているんですけど、例えばこの教室持たれたときに、時間帯といいますか、お父さん仕事されていますね。どういったようなところを配慮されているのでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 こども家庭センターの森田です。新米パパ育児教室は助産師会のほうに委託しておりまして、それで、私も一度参加させていただいたんですけども、丸由百貨店のほうで土日開催という形で、その辺の休みの日の午前中ぐらいとか、午後からとか、そういう形で設定させていただいて、それで出ていただいております。皆さん好評で、育児体験、沐浴体験とか、そういうことをさせていただいております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 ありがとうございます。土日だということを出やすいかと思うんですが、土日が仕事の人というのもあったりませし、その辺のところの何というか、助産師会さんに協力いただいて、個別にでも何か相談できるようなこととかあったらありがたいなというふうに思います。

◆勝田鮮二委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 森田です。平日でも、こそだてらすのほうに来ていただきましたら、そうしましたら窓口のほうで母子手帳交付時に、お父さんのほうは妊婦さんの体験キットといいますか、重たい服装、妊婦さんの体験とか、お子さんの実際の重さのお人形とかを使っていただいて、それでそういう体験を、妊婦さんの大変さというようなのを体験していただいたりとか、それとか、生まれた方につきましては身体測定とか、そういうようなことも付き添ってきていただいております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 平野委員。

◆平野真理子委員 ありがとうございます。本当にいい取組、進めていただいているなと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。1点、先日、日本海新聞のほうに発達相談といいますか、その充実を求めた、国のほうも推進しているというようなこと書いてあるんですけど、本市も発達相談というのはきめ細かにしていただいていると、とってもよく分かっています、ありがたいです。先ほど若草学園の話でも子供は減っているけど、発達支援の必要な方は増えているということで整備をされるということだったんですけども、やはり今の発達相談の取組というので十分なのかな、何かもう少し細かにするとまたあるのかななんて時々思うことがあるんですけど、その辺は何かあるんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 平戸所長。

○平戸由美こども発達支援センター所長 こども発達支援センター平戸です。もう少し充実をという御意見を頂戴したところであります。こうしてこども家庭センターが隣で駅南庁舎のやはり1つの区画に一緒に入ることができ、そして、こども家庭局として幼児保育課とか、園の主管課である課が一緒になっているということは、すごく発達相談に、なかなか気軽にというわけには、やはり保護者さんの御相談は気軽には本当におうちでないところではあるんですけども、そういう窓口にお見えになった方とかが、ちょっと上のお子さんの相談に乗ってほしいみたいですなんていう話をいただいて、すぐそこで一緒に窓口に出さしてもらって、今のうちでやっているようなセンターの情報提供をしたりだとか、そういうのがすごくしやすくなったなというのはすごく実感しているところでございます。以上です。

◆平野真理子委員 ありがとうございます。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 魚崎です。待機児童ゼロということでお聞きしたんですけども、以前、希望の園に入れないと。私のところは浜坂地区なんですけども、5園ありまして、結構大きな保育園なんですけども、朝晩出迎えて道路が渋滞するようなことも発生してしまっていて、遠回りして出ないけんというようなこともあるんですけども、一番理想的なのは自宅と職場との間に保育園があるというのが理想的なんでしょうけども、希望のところ、途中にあるのにそこにに入れてもらえないということに、以前聞いたのは点数つけたり、兄弟さんが入っていたりして点数つけて優先順位を決めているということもお聞きしたんですけども、その辺のところは、また改善策とか、何かアクションを起こされているんでしょうか。新しい園に入ることについて。

◆勝田鮮二委員長 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 幼児保育課濱田です。今、委員さんおっしゃられたとおり、点数によって優先順位で調整はさせていただいて、今現在も調整させていただいております。その中でどうしてもやはり中には第一希望の園に入所できない方もいらっしゃると思いますが、先ほど言われた通勤経路であったり、自宅から近場のその他の園について、第二希望以降の希望も取らせていただいて、そういった方は調整をさせていただいているというところで、今までの取組とは何も変わっておりませんが、そういった形でなるべく希望に沿えるような入所の調整のほうを図っていらっしゃるということでございます。

◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 分かりました。ただ、やっぱり遠くから来られて預けられて、また帰っていくという、ものすごい交錯しているんですね。やっぱりある程度近いところから行って、通勤に行くとかいう、行ったり来たりがないような何かいい方策はないのかなというのを日頃感じていまして。その辺のところ、保育園の配置の関係もあるんでしょうけど、やっぱり大きな幹線道路の近くに皆さん事業者は設置されやすいので、こういうことになってくるのかなという感じておりますので、また、そういうところの御指導のほうもできたらしていただけたらなというふうに思います。意見です。以上です。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆勝田鮮二委員長 それでは以上で質疑を終結します。そのほか皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆勝田鮮二委員長 ないということでございます。以上を持ちまして福祉保健委員会を終了します。お疲れさまでした。

午前11時30分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項によりここに署名する。

福祉保健委員長

福祉保健委員会

(報告)

日時：令和7年2月4日（火）

午前10時～

場所：本庁舎7階第1委員会室

福祉部

◎報告

- ・地域共生社会の推進について（地域福祉課）

健康こども部

◎報告

- ・妊娠から子育て期までの切れ目ない支援について（こども家庭局）